

す  
健やか

だ  
だんらん

ち  
地産地消

徳島県学校食育指導プラン Ⅲ



令和4年3月

徳島県教育委員会



## はじめに

平成17年に施行された「食育基本法」前文において、食育は、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられました。中でも、子供たちに対する食育は、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」として、特に重視されています。

しかし、近年、食を取り巻く社会環境が大きく変化し、食に関する人々の価値観・ライフスタイル等が多様化する中、健全な食生活を実践することが難しい場面も増えてきました。子供たちの食生活においても、エネルギーや食塩の過剰摂取、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食生活の乱れ、そして、これらに起因する肥満や生活習慣病が大きな課題となっています。

徳島県では、平成19年に「徳島県食育推進計画」を策定し、県民運動として食育を推進してまいりました。この計画は、「食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む」という基本理念のもと、家庭、学校、保育所、地域等を中心に関係者が連携して、食育を推進する基礎となるものです。令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「徳島県食育推進計画(第4次)」では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」という3つの推進方針を掲げ、県民が生涯を通じて健全な食生活を実現できるよう、取組を進めています。

徳島県教育委員会では、この「徳島県食育推進計画」に基づき、「徳島県学校食育指導プラン『す・だ・ち』」を作成して、学校における食育を推進しております。今回の改訂では、学校・家庭・地域の連携をより重視するとともに、食育を組織的・計画的に推進するために必須である「食に関する指導の全体計画」の作成手順や、幅広い教科の実践事例を掲載しました。また、「学校給食におけるリスクマネジメント」「個別的な相談指導」「食育における評価」の章を追加し、さらに内容を充実させました。

各学校におきましては、本プランを活用して、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制の充実を図り、子供たちの健やかな体と豊かな心を育むために、家庭や地域と連携・協力して、徳島ならではの地域に根ざした食育を積極的に推進されるようお願いいたします。

令和4年3月

徳島県教育委員会 教育長 榊 浩一

## 序 「すだち」 健やか・だんらん・地産地消



徳島県は、豊かな自然と新鮮でおいしい食材に恵まれており、「お接待」で知られる温かい人情があふれる土地柄です。「徳島育ち」の子供たちは、元気いっぱい「生きる力」がみなぎっています。

しかし、近年、全国的に、朝食を食べない「朝食欠食」や子供だけで食事をとっている「孤食」の増加、あるいは脂質の過剰摂取や野菜摂取不足などによる栄養バランスの偏り、肥満傾向児の増加など、子供の食生活や健康状態について懸念される点が指摘されています。

子供の頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは非常に困難であると言われており、子供のうちから望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要です。

このプランは、子供たちが

- 生涯にわたって健康な生活をおくるために . . . 「健やか」
  - 温かい団らんの中で . . . 「だんらん」
  - 新鮮でおいしい徳島の食材を活用した食育を展開し . . . 「地産地消」
- 元気いっぱいの「徳島育ち」の子供をはぐくむ食育指導プランです。

# 目 次

はじめに  
「すだち」健やか・だんらん・地産地消

## 第1章 食育の位置付け

1 食育とは	5
2 食育の位置付け	5
3 教育関係者の役割と責務	6

## 第2章 食育の目標

1 幼稚園等	7
2 学校	8
3 食に関する指導の目標	9

## 第3章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

1 連携の基本的な考え方	10
2 家庭や地域との連携の進め方	10
3 家庭との連携の進め方	11
4 地域との連携の進め方	11
5 校種間の連携	12

## 第4章 学校の食育推進体制

1 校内の食育推進体制	13
2 市町村の学校食育推進体制	14
3 栄養教諭の役割	14

## 第5章 食に関する指導の全体計画

1 食に関する指導の全体計画の必要性	16
2 食に関する指導の全体計画の作成	16
3 各校種における食に関する指導の全体計画①例	21
幼稚園 21 小学校 22 中学校 23 高等学校 24 特別支援学校 25	
4 各校種における食に関する指導の全体計画②例	26
幼稚園 26 小学校 28 中学校 30 高等学校 32 特別支援学校 34	

## 第6章 各教科等における食に関する指導

1 教科等における食に関する指導の基本的な考え方	36
2 教科等における食に関する指導の実践事例について	36
3 実践事例	37

## 第7章 給食の時間における食に関する指導

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 給食指導                   | 7 4 |
| 2 給食の時間における食に関する指導       | 7 4 |
| 3 給食を教材とした教科等における食に関する指導 | 7 5 |
| 4 指導事例                   | 7 6 |

## 第8章 学校給食における地場産物活用

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 地場産物活用の教育的意義    | 8 3 |
| 2 教育としての地場産物活用の展開 | 8 4 |

## 第9章 食物アレルギーへの対応

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 学校給食における食物アレルギー対応の考え方 | 8 5 |
| 2 学校給食における食物アレルギー対応の流れ  | 8 5 |
| 3 食物アレルギーによる緊急時の対応      | 8 7 |

## 第10章 学校給食におけるリスクマネジメント

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 基本的な考え方        | 8 8 |
| 2 食中毒の防止         | 8 8 |
| 3 異物混入の防止        | 8 9 |
| 4 食物アレルギー対応事故の防止 | 8 9 |
| 5 窒息事故の防止        | 9 0 |

## 第11章 個別的な相談指導

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 個別的な相談指導の基本的な考え方   | 9 2 |
| 2 学校内の体制及び教職員の役割     | 9 2 |
| 3 学校と家庭・地域の関係機関等との連携 | 9 3 |

## 第12章 学校における食育の推進の評価

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1 評価の基本的な考え方 | 9 5 |
| 2 評価の実施方法    | 9 6 |
| 3 学校評価との関連   | 9 6 |
| 4 評価から改善へ    | 9 6 |

# 第1章 食育の位置付け

## 1 食育とは

食育基本法において、食育とは、「『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしている。

## 2 食育の位置付け

### (1) 食育基本法

食育基本法では、食育の位置付けについて、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」とした上で、特に子供たちに対する食育については「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としている。

### (2) 学習指導要領

小学校、中学校学習指導要領には、食育の推進を踏まえ、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが示されている。また、特別支援学校小・中学部学習指導要領には小学校、中学校学習指導要領に示されたことに加えて、自立活動や知的障がい者である児童生徒に対する教育についても示されている。さらに、幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領や高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領にも食育の推進に関する内容が示されている。

幼児教育から高等学校まで、切れ目のない食育を推進していくことで、子供の健康な食習慣、運動習慣の定着を図っていくことが重要であり、そのためには、幼児教育と小学校及び中学校、小学校及び中学校と高等学校の接続を意識し、教科等横断的な視点で教育課程を編成していく必要がある。

### (3) 第4次食育推進基本計画

国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年度から5年間の計画期間とする「第4次食育推進基本計画」を作成している。国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を重点事項として掲げている。

#### **(4) 徳島県食育推進計画（第4次）**

徳島県では、県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものとして、「徳島県食育推進計画（第4次）」を策定し、この計画の中に「学校における食育の推進」を位置付けている。

### **3 教育関係者の役割と責務**

食育基本法第5条では、教育関係者等の役割について、「食育は、…子どもの教育、保育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。」としている。

また、食育基本法第11条では、教育関係者等の責務として、「食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。」としている。



## 第2章 食育の目標

徳島県食育推進計画（第4次）に基づき、学校における食育の推進方針を次のとおり定める。

### 1 幼稚園等

乳幼児期は生涯にわたる発達・発育の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に健康を意識し、望ましい食習慣や豊かな味覚を身に付けることは非常に重要である。このことから、就学前の子供が、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、幼稚園及び認定こども園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図る。

幼稚園においては「幼稚園教育要領」に、認定こども園においては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等に基づき、園長、幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等全教職員の協力の下、各園の子供の生活に沿った食育の計画を作成し、創意工夫のある取組を実施する。

#### (1) 体験を通じた食に関する指導

食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにする。和やかな雰囲気の中で教師や友達と楽しく食べることや、食事の準備や片付け、食材とのふれあい、行事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、人と関わる力の養成、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育む。

#### (2) 家庭・地域との連携

献立表の配布・給食だよりの発行、給食の実物の展示などを通じた保護者への情報提供や、地域における子育て家庭からの幼児の食に関する相談への情報提供に努めるなど、市町村や地域の関係機関等と連携しながら積極的に食育の推進を図る。

## 2 学校

学校は、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うために、重要な役割を担っている。このため、学校においては、さまざまな学習や体験活動を通して、魅力ある食育を推進し、児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努める。

各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下、学校食育リーダーが中心となって校内の推進体制を整備し、全教職員が連携・協力しながら、組織的な取組を進める。

(指導の充実)

### (1) 教育活動全体を通じた指導

給食の時間、体育科や保健体育科、家庭科や技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、道徳科、外国語活動、及び総合的な学習（探究）の時間等においても、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に行う。

### (2) 生きた教材としての学校給食の活用

児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組む。また、学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深める。

### (3) 個別的な相談指導

全体での指導では解決できない健康に関する個別性の高い課題について改善を促すため、計画的に個別的な相談指導が行えるよう、指導体制の整備を促進する。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

### (1) 家庭・地域との連携

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に努める。

### (2) 体験活動の推進

地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験等、児童生徒の様々な体験活動を推進する。

### 3 食に関する指導の目標

#### 【食に関する指導の目標】

文部科学省の「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」においては、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指している。

#### （知識・技能）

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

#### （思考力・判断力・表現力等）

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

#### （学びに向かう力・人間性等）

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

#### 【食育の視点】

また、下記の六つは、これまで「食に関する指導の目標」として示されてきたが、「教科等における指導の目標」が曖昧になることがあったため、「食育の視点」とし、食に関する指導がさらに実践しやすいように再整理された。

#### ○ 食事の重要性

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

#### ○ 心身の健康

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。

#### ○ 食品を選択する能力

正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

#### ○ 感謝の心

食物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。

#### ○ 社会性

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。

#### ○ 食文化

各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

## 第3章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

### 1 連携の基本的な考え方

食育を推進するに当たり、第一義的な役割が家庭にあることには変わりがないが、学校においても、校内食育推進体制を整備するとともに、学校が家庭や地域社会と連携、協働し、食育を一層推進する。

そして、幼児児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくことができるよう、学校と家庭との連携を密にし、学校で学んだことを家庭の食事で実践するなど家庭において食に関する取組を充実させる。

また、幼児児童生徒に地域のよさを理解させたり、愛着をもたせたりするため、地域の生産物を学校給食に取り入れたり、食に関する知識や経験を有する人材や教材を有効に活用したりして食に関する指導を進める。

さらに、学校相互間の連携や地域との連携を深めながら、学校における食育を進め、地域にも広めることで、地域の人々の食や健康課題への関心を高めていく。

### 2 家庭や地域との連携の進め方

#### (1) 幼児児童生徒及び家庭の実態把握、課題や目標の共通理解

家庭や地域の協力を得て、幼児児童生徒及び家庭の食生活の状況や基本的な生活習慣の実態把握に係る調査を実施する。明らかになった幼児児童生徒の食に関する課題について、学校運営協議会等で情報を共有し、指導の目標を具体化するための協議を行う。指導の目標は、学校教育の重点目標として位置付けたり、学校評価の観点にししたりするなど、学校、家庭、地域で指導に向けた具体的な方策を共有する。

#### (2) 学校の指導内容や指導方法、役割等についての共通理解

食に関する指導の目標や計画、各教科等における食育の視点や指導内容、教育活動の様子、学校給食の意義、役割等について、家庭や地域に積極的に公開したり、情報を発信したりして、家庭や地域の理解や協力を得やすい環境を整える。学校ホームページやSNSも活用する。

#### (3) 成果・取組後の課題の共有

保護者や地域の方々に学校の公開授業や学習発表会等への参加を促したり、学校評価の結果を踏まえ、学校運営協議会等で協議したりして、学習の成果や取組後の課題を共有するとともに、必要な改善を行う。

### 3 家庭との連携の進め方

学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組がなされることにより、幼児児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動等を積極的に行う。

#### (1) 家庭への働きかけ

児童生徒が、食に関する学習の課題を探求する過程で、自分の考えを深めたり、まとめたりするため、学習の課題を家庭で調べる、振り返る、実践できるような具体的な手立てを講じる。例えば、授業で学んだことをまとめたノートやワークシートを活用し、学習内容を家庭に伝えたり、学習したことを家庭で実践し、保護者に感想や励ましのコメント等を記載してもらったりするようにする。

#### (2) 家庭への啓発活動

参観日に食に関する指導の授業を行ったり、学校と地域が連携して講習会や研修会等を企画し、「実際に食べる」「調理を体験する」など親子で取り組める機会を設けたりして、学校給食の献立や栄養のバランス、望ましい食習慣や生活習慣、食文化や郷土食・行事食、自然や季節と食事との関わりなどについて理解できるようにする。企画の際には、学校の食育のねらいとも関連させた計画や内容にする。

### 4 地域との連携の進め方

学校における食に関する指導の充実を図るため、校区や近隣の人材や機関にとどまらず、広く地域と連携していく。連携先は、学校独自で人材や機関を開発するだけでなく、学校運営協議会や地域学校協働本部のネットワークとも関連させて充実を図る。

#### (1) 地域で行われる食育の取組との連携

関係機関や団体等が主催する各種教室や体験イベント等で、児童生徒が自主的に活動できるよう、活動の進め方の打合せをしたり、助言したりする。また、市町村や関係機関等が主催する食育に関する発表会等に、各学年が学習との関連に応じてタイミング良く参加できるように、市町村教育委員会とも相談しながら開催情報を取りまとめるなど連携を図る。関係者による食育推進に係る会議等が設けられている地域であれば、そのような場を活用して情報交換や協力要請、各種行事等の情報の把握を行う。

#### (2) 医療関係者等の専門家との連携

幼児児童生徒一人一人が抱える食生活の問題や課題の改善・克服に向け、関係機関や学校医、地域の保健機関等の専門家とのネットワークを構築したり、連携体制を整備したりする。また、食物アレルギーを有する児童生徒への個別的な相談指導や学校給食における個別対応に関する情報、助言が得られるようにする。

### **(3) 生産者や関係機関との連携**

食生活改善推進員などのボランティア、農林漁業者やその関係団体、公民館、社会教育関係団体などの人々、食品の製造、加工及び流通等の現場で働く人々、教育ファームや市民農園などの関係者等、地域の人材の協力を得ることで、教育的効果を高めるようにする。

### **(4) 地域の関係機関等との連携**

地域の特色が関係した食に関する課題に対しては、市町村における保健関係部署や生涯学習関係部署と連携した取組を行う。市町村が実施する活動（健康教室や講演会等）と連動した取組は、児童生徒や保護者にとって、地域住民として生涯にわたる健康の維持増進にもつながる。そのほか、地域の保健所や健康・保健センターなど、健康管理に関する関係機関の情報や助言も活用する。

## **5 校種間の連携**

食育は、乳幼児期から青少年期までの発達の段階に応じて適切に行われることや、地域全体の子供の食に関する共通の課題の解決が重要であることから、地域にある幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の間での連携した指導を行う。

地域の健康課題や幼児児童生徒の実態、指導の在り方を把握し、関連付けることを通して、それぞれの学校段階の全体計画を充実させる。さらに、保護者の同意を得て、食物アレルギーを有する幼児児童生徒の校種間の情報も共有する。

また、市町村の食育推進委員会に、その地域にある特別支援学校の参加を要請することも検討する。